

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で衣料品販売店を営む申立人らが所有する土地及び建物（店舗兼自宅・倉庫）の財物損害について、公立学校等の強い要望を受けて、平成28年11月に同建物の一部を使用して店舗の営業再開に至ったものの、本件事故後6年間、同建物の管理をすることがほぼできず、湿気や雨漏りにより同建物が損傷したことから仮設住宅での生活を継続せざるを得なかったこと等の事情を考慮して、全損評価に基づく損害が賠償された事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次の通り和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

【損害項目】 別紙物件目録記載の不動産に係る財物損害

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、63,304,945円の支払義務のあることを認める。

### 3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する賠償金として、金57,150,300円を支払済みであることを相互に確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 確認条項

(1) 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

(2) 申立人及び被申立人は、別紙物件目録記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償となる場合であっても、その賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年10月6日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 勝部浜子）